

ボリビアにおける問題点と要望

	区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	過重な税負担	・鉱業セクターにおいては通常の法人税(IUE/25%)、追加法人税(AA-IUE/12.5%)に加え、累計課税所得が累計投資額を超過した際に課されるSurtax(25%)が課される税制となっている。さらに、Mining Royalty(売上の5~6%)も課されるため、最大で税前利益の7割程度を納税しなければならない税制になっている。	・外資企業にとって参入障壁が低く且つ安定的にボリビア国内でビジネスを継続でき、ボリビア国/外資企業双方にとって有益な税制となるような税制改正をお願いしたい。	・大統領令27947号第51条 ・大統領令24780号第36条~第41条
16	雇用	日機輸	(1)	定期的な賃上げ	・ボリビア国では毎年5月1日に主に前年度の物価上昇率を大幅に上回る賃上げが大統領令により行われることが通例となっており、企業側の負担が年々増加している。	・企業側への負担も十分に考慮し、持続可能な制度にしていきたい。	・大統領令(毎年発布。 例:大統領令2346(2015年発布))
		日機輸	(2)	過度な雇用保護	・同国憲法上、雇用の安定性は憲法上の権利と謳われており、労働者の雇用が手厚く守られており、企業側として雇用調整が難しい法制度となっている。特に定年退職に関しては、労働基準法第66条では65歳時点で強制退職になると規定されている一方で、憲法第45条では、定年退職は労働者の「権利」であってあくまで自由意志によるものであり、「義務」でないと規定されているなど法的な矛盾があり、定年に伴う退職の催促が非常に難しい。	・定年退職に強制力がないと雇用調整ができず、特に鉱山業のような期間が有限かつ市況の影響を大きく受けるビジネスにおいては企業に大きな負担がかかる。雇用側と被雇用側との権利関係においてバランスのとれた法整備をお願いしたい。	・憲法45条 ・労働基準法第16条、第66条
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	事前通告のない認証取得規制導入	・2013年5月、突然無線機器に対する認証取得規制が開始された。また、同年12月には、この規制を強化する内容の規則が発行された。いずれも事前の通告が全くなく、また不明点も多いため、混乱している。各社が一斉に申請するためか、不明点の問い合わせを行っても返答が来ない。 (継続)	・規制案についての意見公募を行うとともに、施行日の設定については、対応期間の十分な考慮をお願いしたい。(発行後最低1年)	・ATT-DJ-RA-TL 0207/2013およびこれに置き換わる ATT-DJ-RA-TL 1022/2013